

お茶の水女子大学学報

昭和 55 年 3 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

関係法令	1
学内規程	1
人事諸報	3
海外渡航	4
月例研修会について	5
昭和54年度胃の精密検査について	5
昭和54年度国立大学等事務電算化基幹要員研修会について	5
計報	5
新任者住所	5
職員の住所変更	5
電話架設	5
日誌(抄)	5

関係法令

【 規 則 】

○初任給、昇格、昇給等の基準の一部を改正する規則
(人事院規則9-8、2月12日官報)

【 省 令 】

○国家公務員共済組合の更新組合員等で代用教員等の期間を組合員期間に算入しないことを希望する場合の
手続に関する省令(大蔵省令第7号)

学内規程

○お茶の水女子大学規則第1号
お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和55年2月27日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学学則の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 本学の授業科目は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に区分し、科目及びその単位数は、学部履修規程の定めるところによる。

第12条中「専門科目76単位以上、保健体育科目4単位以上、」を「保健体育科目4単位以上及び専門教育科目76単位以上、」に改める。

第13条に次の一項を加える。

2 本学の学部において教員免許状授与資格を得させるための課程として認定を受けた学科並びに免許状の種類及び教科は、別表に掲げるとおりとする。

第15条第2項中「転学者及び編入学者」を「転学者、編入学者及び大学を卒業又は中途退学し新たに本学の第1年次に入学する者」に改める。

第19条中第2号を第3号とし、第3号を第2号とし、同条第4号、第5号及び第6号中「季」を「期」に、「より」を「から」に、第5号中「7月11日」を「7月18日」に改め、同条に次の二項を加える。

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

「第4節 入学、退学、転学及び編入学」を「第4節 入学、退学、転学、留学及び編入学」に改める。

第21条第3号を次のように改める。

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの

同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の一号を加える。

四 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程

を修了した者

第5節中第33条を削り、第32条を第33条とし、第4節中第31条を第32条とし、第30条の次に次の一条を加える。

第31条 学生は、当該教授会が教育上有益であると認められた場合には、学長の許可を得て外国の大学に留学することができる。

2 留学に関する細則は、別に定める。

附則の次に別表として次のように加える。

別表（第13条関係）

学部	学 科	教員免許状の種類	教科	
文教育学部	哲 学 科	中学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状	社会	
	史 学 科			
	地 理 学 科			
	国 文 学 科		国語	
	外国文学科	中国文学・中国語学	中国語	
		英文学・英語学		英語
		仏文学・仏語学		フランス語
	教育学部	教育学専攻	小学校教諭1級普通免許状	社会
			幼稚園教諭1級普通免許状	
		表現体育学専攻	中学校教諭1級普通免許状	保健体育・保健
音楽教育学専攻			高等学校教諭2級普通免許状	音楽
理学部	数 学 科	中学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状	数学	
	物 理 学 科			
	化 学 科		理科	
	生 物 学 科			
家政学部	児 童 学 科	中学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状	家庭	
		小学校教諭1級普通免許状 幼稚園教諭1級普通免許状		
	食 物 学 科	中学校教諭1級普通免許状	理科・家庭	
	被 服 学 科	高等学校教諭2級普通免許状		
家庭経営学科	通免許状	家庭		

附 則

- この規則は、昭和55年2月27日から施行する。
- この規則による改正後の第15条第2項の規定は、昭和54年度入学者から適用する。
- お茶の水女子大学学部規程（昭和24年5月31日制定）の一部を次のように改正する。

文教育学部規程、理学部規程及び家政学部規程のそれぞれについて「第2節学科課程及び履修単位」を「第2節 授業科目及び履修単位」に、第3条中「学科課程」を「授業科目」に改める。

○お茶の水女子大学規則第2号

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和55年2月27日

お茶の水女子大学長 井 上 茂

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を次のように改正する。

「第1章 学科課程・学科目・単位」を「第1章 授業科目及び単位」に改める。

第1条中「基礎教育科目及び専門教育科目」を「専門教育科目及び教職教育科目」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第6条中「さらに」を「更に」に、「及び関連科目」を「関連科目及び自由選択科目」に改める。

第9条中「基礎教育科目」を削る。

第10条第2項を次のように改める。

2 教職教育科目は、教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目とし、教科に関する専門科目は自由選択科目に含めることができる。

第10条の2第2項を削る。

第11条第2項を次のように改める。

2 授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。

一 講義については、毎週1時間15週をもって1単位とする。

二 演習については、毎週2時間15週をもって1単位とする。

三 実験・実習については、毎週3時間15週をもって1単位とする。

第12条中「卒業するためには、」の次に「大学に4年以上在学し、」を加え、「124以上」を「124単位以上」に改める。

第13条中「別表2「学科課程」」を「別表2「授業科目」」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 前条の規定にかかわらず、一般教育科目について修得すべき単位のうち12単位までを、一般教育科目の総合科目、外国語科目及び学部又は学科若しく

は専攻が教育上の必要に応じて特定した専門教育科目の単位で充てることができる。ただし、外国語科目及び専門教育科目で充てることのできる単位数は、それぞれ4単位までとする。

別表1音楽教育学専攻の項中「24」を「36」に、「26」を「14」に改める。

別表2中題名「学科課程」を「授業科目」に改める。

同表◎Aの題名中「基礎教育科目」を削り、表中d基礎教育科目の項を削り、「e留学生特別科目」を「d留学生特別科目」に改める。

同表◎Bの題名中「a」を削る。

同表◎B中「b教職教育科目(各学部共通)」を「◎C教職に関する専門科目(各学部共通)」に改める。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に履修した基礎教育科目の単位等の取扱いについては、新規規程施行後も、旧規程第1条、第3条、第9条、第15条及び別表2の規定は、なおその効力を有する。

○お茶の水女子大学規則第3号

お茶の水女子大学学部研究生規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和55年2月27日

お茶の水女子大学長 井 上 茂

お茶の水女子大学学部研究生規程等の一部を改正する規程

第1条 お茶の水女子大学学部研究生規程の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「研究生として入学を許可された者」を「第5条の審査の結果合格した者」に改め、同条第2項中「検定料」の前に「研究生に係る」を加え、「第10条」を「第13条」に改める。

第2条 お茶の水女子大学学部聴講生規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「入学を許可された者は、入学科及び聴講料」を「前条の審査の結果合格した者は入学科を、及び入学を許可された者は授業料」に改める。

同条第2項中「検定料」の前に「聴講生に係る」を加え、「聴講料」を「授業料」に、「第10条」を「第13条」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 単位の算定は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間をもって1単位とする。
- 三 実験・実習については、45時間をもって1単位とする。

第3条 お茶の水女子大学学部委託生規程の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「入学を許可された者は、入学科及び」を「第6条の審査の結果合格した者は入学科を、及び入学を許可された者は」に改め、同条第2項中「検定料」の前に「委託生に係る」を加え、「第10条」を「第13条」に改める。

附 則

この規程は、昭和55年2月27日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

人 事

◎人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(採 用)			
55. 2. 1		岩田 光夫	文部事務官(家政学部)に採用する
(併 任)			
55. 1. 1	文部教官 (教授文教育学部)	尾田 幸雄	学生部長に併任する 併任の期間は昭和56年12月31日までとする
55. 1. 14	文部事務官 (会計課)	峯村 薫	大学入試センター事業部に併任する 併任の期間は昭和55年1月19日までとする
55. 2. 1	文部教官 (教授家政学部)	林 雅子	評議員に併任する 併任の期間は昭和56年9月30日までとする
55. 2. 16	文部教官 (教授文教育学部)	和田 久徳	附属図書館長に併任する 併任の期間は昭和57年2月15日までとする
"	"	"	女性文化資料館長に併任する 併任の期間は昭和57年2月15日までとする
(事務代理)			
55. 1. 30	文部事務官 (事務局長)	池田 国男	会計課長事務代理を免する
(休 職)			
55. 1. 16	文部教官(文教育学部附属小学校教諭)	佐藤むつみ	育児休業を許可する 育児休業の期間は昭和55年1月16日から昭和55年10月31日までとする
(退 職)			

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 1. 12	文部教官 (教授文教育学部)	廣瀬京一郎	死亡
(臨時的任用)			
55. 1. 16		高柳 和子	文部教官(文教育学部附属小学校教諭)に臨時的に任用する 任期は昭和55年10月31日までとする
55. 1. 19	文部教官 (文教育学部附属高等学校教諭)	中澤 澄子	臨時的任用を更新する 任期は昭和55年2月24日までとする
55. 2. 14		富岡 千代	文部教官(文教育学部附属小学校教諭)に臨時的に任用する 任期は昭和55年3月26日までとする

◎学内委員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
54. 12. 11	教授	田口 恒夫	大学院研究科連絡委員会委員を命ずる 任期は昭和56年3月31日までとする
55. 1. 1	〃	坂本 満	哲学科主任を命ずる
〃	〃	尾田 幸雄	〃を免ずる
〃	〃	春日 喬	教育学科主任を命ずる
〃	〃	藤永 保	〃を免ずる
〃	〃	頼 惟勤	入試委員会委員を命ずる 任期は昭和55年1月15日までとする
〃	〃	大宮 誠	〃
〃	〃	中西 正城	入試委員会委員を命ずる 任期は昭和55年3月31日までとする

◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
55. 1. 4		乙 佳世子	事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和55年3月31日までとする
55. 1. 16		塚本しおり	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和55年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
55. 1. 16		岩田 浩子	事務補佐員(大学院人間文化研究科)に採用する 任期は昭和55年3月31日までとする
〃		今関 敏子	〃
55. 2. 1		小嶋茂登美	臨時事務補佐員(会計課)に採用する 任期は昭和55年3月31日までとする
55. 2. 16		奥山けい子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和55年3月31日までとする

◎非常勤講師

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
55. 1. 16		新聞 進一	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和55年3月31日までとする
〃		米山 文明	〃
55. 2. 16		小林 孝嘉	講師(理学部)に採用する 任期は昭和55年3月31日までとする
〃		二宮 孝富	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和55年3月31日までとする
(併任)			
55. 1. 16	東京芸術大学教授	伊達 純	講師(文教育学部)に併任する 併任期間は昭和55年3月31日までとする
55. 1. 19	総理府事務官(宮内庁)	林 恵一	講師(文教育学部)に併任する 併任の期間は昭和55年3月22日までとする
(辞職)			
55. 2. 13	講師(文教育学部附属小学校)	富岡 千代	辞職を承認する

諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
文教育学部附属小学校教諭	阿久沢 栄太郎	台湾	台湾の植物調査	55. 1. 4 55. 1. 7	研修

○昭和54年度第2回月例研修会について

本学における研修計画の一環として、事務系職員の資質向上と行政的視野拡大を目的とし、もって公務の能率的な運営を図るため、電子計算機入門研修会を次のとおり実施した。

期 間 昭和55年1月29日(火)～1月31日(木)

会 場 本学本部棟第二会議室及び沖電気本店

修了者 16名

研修内容及び講師

日	時 間	前 午	後 午	会 場
		9:30 12:00	13:00 16:30	
第1日 1月29日 (火)		コンピュータ ーの概要	コンピュータのハ ードウェア 数値の 表現	本学 本部 棟第 二議 室
第2日 1月30日 (水)		コンピュータ ーのソフトウ ェア	コンピュータの利 用形態	〃
第3日 1月31日 (木)		映画及び計算センター見学 (デモンストレーション)		沖電 気本 店

講師 沖電気本店派遣職員 小松 秀二

○昭和54年度の胃の精密検査について

先に実施の胃の検査の結果、精密検査を必要とする者に対し検査を次により実施した。

期 日 昭和55年1月10日(木)～昭和55年1月31日(木)

場 所 東京中央放射線診療所
東京都港区西麻布1-8-9

受診者数 8名

○昭和54年度国立大学等事務電算化基幹要員研修会について

国立学校事務電算化の実際的な作業の中心となるべき基幹要員を養成することを目的に次のとおり実施された。

主 催 文部省

期 間 昭和55年2月12日(火)～昭和55年2月22日(金)

会 場 昭和55年2月12日(火)～昭和55年2月21日(木)

山梨県南都留郡山中湖村平野向切詰

筑波大学山中共同研修所

昭和55年2月22日(金)

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部省大会議室C

修了者 会計課出納係長 中野 公敏

計 報

○廣瀬京一郎 文教育学部教授死去

文教育学部教授廣瀬京一郎氏には、病気のため1月12日逝去されました。享年58才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、同氏には、生前の功績により勲四等旭日小綬章が授与され、従5位に叙せられ、また、祭葬料が下賜されました。

○新任者住所

○職員の住所変更

○電話架設

日 誌 (抄)

1月4日(金) 賀詞交歓会、部局長会議

10日(木) 冬季休業終

- 10日(木) 小学校教育実習(附属小学校(2月7日(木)まで。))
- 10日(木) } 大学院理学研究科(修士課程)第
19日(土) } 2次入学願書受付
- 11日(金) } 昭和55年度共通第1次試験のため
12日(土) } 臨時休業
- 12日(土) } 昭和55年度共通第1次学力試験
13日(日) }
- 16日(水) 全学附属準備委員会、大学院人間文化研究科(博士課程)入学願書受付開始(1月28日(月)まで。)
- 16日(水) } 大学院人文科学研究科(修士課程)入学願書受付
24日(木) }
- 21日(月) 昭和55年度附属中学校帰国子女教育学級出願手続(2月2日(土)まで)
- 22日(火) 部局会議長、予算委員会
- 23日(水) 各学部教授会、人文科学研究科委員会
- 24日(木) 公開講座企画委員会
- 25日(金) 事務連絡会議、国立大学学生部長会議(於学士会館)
- 28日(月) 学寮委員会、学寮協議会
- 29日(火) 部局長会議、月例研修(31日まで。)、附属学校運営委員会
- 30日(水) 評議会、附属図書館運営委員会、学生委員会
- 31日(木) } 大学院理学研究科(修士課程)第
2月1日(金) } 2次入試
- 2月1日(金) 入試・教務合同委員会、大学院家政学研究科(修士課程)第2次及び家政学部編入学入試
- 1日(金) } 大学院人文科学研究科(修士課程)及び文教育学部学士入学入試
2日(土) }
- 4日(月) 学生委員会、学生連絡協議会、大学院人間文化研究科(博士課程)第1次試験
- 5日(火) 部局長会議、一般教育委員会、第14回東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議(於東京商船大学)
- 6日(火) 各学部教授会、人文科学研究科委員会、大学院理学研究科(修士課程)第2次入試合格者発表、昭和55年度附属中学校帰国子女教育学級第1次募集(検定)
- 7日(木) 大学院人間文化研究科会議、大学院家政学研究科(修士課程)及び家政学部編
- 入学入試合格者発表
- 8日(金) 大学院人間文化研究科(博士課程)第1次試験合格者発表、給与監査
- 9日(土) 大学院人文科学研究科(修士課程)及び文教育学部学士入学合格者発表、昭和55年度附属中学校帰国子女教育学級第1次合格発表
- 9日(土) } 昭和55年度第2次学力試験入学願書受付
15日(金) }
- 13日(水) 大学院人間文化研究科会議、学生委員会、学生連絡協議会
- 13日(水) } 後学期末試験
19日(火) }
- 14日(木) 公開講座企画委員会、国際学友会懇談会(於国際学友会)
- 15日(金) 事務連絡会議
- 16日(土) 第26回東京地区国公立大学連合文化会(美術部門)委員会及び分科会(於東京医科歯科大学)
- 19日(火) 入試委員会
- 20日(水) 教職課程委員会、教育実習委員会
- 25日(月) 部局長会議、学寮委員会、学寮協議会、附属学校運営委員会
- 26日(火) 各学部教授会、人文科学研究科委員会、卒業・修了判定会議(文教育学部)
- 27日(水) 評議会
- 28日(木) } 大学院人間文化研究科(博士課程)第
29日(金) } 2次試験